



会員企業サポート室だより

会員企業サポート室長 濱田 哲一

広東省企業集団契約条例が 2015 年 1 月より施行

広東省企業集団契約条例（以下、条例）が 2015 年 1 月 1 日から施行された。企業には労使関係の安定化を目的に工会（労働組合）との団体交渉への対応が義務付けられる一方で、団体交渉に至る手続きや、労働者による暴力・破壊行為などの罰則が明文化された。

<労使関係の安定化を図るのが狙い>

条例は、中国の労働契約法、労働紛争調停仲裁法などを基に、労使間の関係を安定的かつ調和が取れたものとし、法的に双方の權益を保護する目的で制定された。労働者側は、労働報酬、就業時間など以下の 8 項目について、企業側と対等に協議できる。

- (1) 労働報酬の決定方法および増減率
- (2) 労働時間の延長方法など就業時間制度
- (3) 休憩時間、週休および年休に関する制度
- (4) 職務上の安全および衛生
- (5) 保険および福利
- (6) 女性および未成年労働者の保護
- (7) 集団契約の違約責任
- (8) 労使双方が協議すべきと認めるその他事項

このうち、(1) の労働報酬の協議に当たっては条例の第 10 条で、a. 前年の従業員全体の賃金総額および平均賃金、b. 所在地の当局が公表する最低賃金、賃金ガイドライン、消費者物価指数などを参考とするよう定めている。

<団体交渉は原則として年 1 回>

条例では、団体交渉に当たり、労使いずれも 3～9 人（注）を参加させ、1 人の代表者を選定するよう定めている。労働者側の代表者は工会が派遣するか工会で民主的に選出された者であるとされ、企業側の代表者は法定代表人もしくは法定代表人が書面で委任する管理責任者としている。

団体交渉については、通常 1 年に 1 回と規定されており、労使のどちらかが交渉を希望する場合は相

手に書面で要望するよう求めている。要望書の受領後、30日以内に書面で回答しなくてはならず、団体交渉の実施期限を、要望書を送達した日から3ヵ月以内と定めている。なお、労使双方が会社の事情に即して誠意を持って協議した結果であれば、団体交渉の期限は最大60日まで延長することができる。工会は労働者の意見や企業の状況を踏まえて団体交渉を要望できる。また、労働者の半数以上もしくは労働者代表大会で半数以上の提議があった場合は、要望書を提出しなければならない。

集団契約の締結に当たっては、労働者の代表または労働者の3分の2以上が出席の上で草案を検討し、かつ労働者の代表全員または労働者の半数以上の同意を得て、団体交渉に出席した労使双方の代表者の署名が必要とされる。また、締結後7日以内に、企業は所在地の人力資源・社会保障部門に契約書を登記するほか、契約発効後5日以内に労働者全員に対して契約内容を公表する義務がある。集団契約の期限は1年から3年とされ、満期前3ヵ月以降に、労使双方はいずれか一方に対し、あらためて契約を締結するか、現行の契約を継続するか要望できる。

<労働者の暴力・破壊行為に罰則を明文化>

条例の第4章では、労働者側が企業との協議に応じないなど団体交渉の決裂や集団契約の不履行などの事態が生じた場合は、県・市などに設置された調停機関に仲裁を依頼できるとある。

法的責任について記載した第5章では、団体交渉に関わる労使双方の代表者が、企業秘密を漏えいしたり、企業に損失を与えたりした場合は法に基づき賠償や刑事責任を追及される。また、労使双方がいずれか一方に対する、(1)脅迫または利益をもって勧誘する行為、(2)暴力や強迫などの手段で団体交渉の秩序を破壊する行為、(3)関係者の身柄を拘束または暴力などにより危害を加えるなどの行為、(4)企業側による、労働者側の交渉参加者の選出を阻害し、その交渉参加者に報復するなどの行為、(5)労働者側による、企業の周囲の封鎖、設備の破壊など生産および公共の秩序を著しく乱す行為、を行う当事者に対しては治安管理法による行政責任、刑法による刑事責任を追及できるとしている。

中国では2008年の労働契約法および労働争議調停仲裁法の施行以降、調停の申請費用が無料となったことで、労働争議件数は高止まりしている。今回の条例で、団体交渉への対応が義務付けられたものの、労働争議における暴力や破壊行為などに対する処罰が明文化された点は、事業環境の改善につながると期待される。

(注) 労使間で同意が得られれば、企業規模により人数を増やすことが可能。

以上